人づくり革命 基本構想 (平成 30 年 6 月 人生 100 年時代構想会議) ~高等教育関連部分抜粋~

第1章 基本構想の考え方

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生 100 年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

(略)

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。

(略)

第七に、18歳人口が大幅に減っていく中、人材育成を担う大学自体も変わらなければならない。例えば、実際、600校ある私立大学では、39%が定員未充足、41%が赤字となっているなど、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公私立問わず、大学改革を進める。

(略)

このため、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)及び 人生100年時代構想会議 中間報告に明記された事項に加え、下記の政策を実 施する。

第3章 高等教育の無償化

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。この具体的措置については、次のとおりとする。

(無償化の対象範囲)

第一に、住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子供たちに対する授業

料の減免措置については、<u>国立大学</u>の場合はその<u>授業料を免除</u>し、<u>公立大学</u>の場合は、<u>国立大学の授業料を上限として対応</u>を図る。また、<u>私立大学</u>の場合は、国立大学の授業料に加え、<u>私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応</u>を図る。1年生に対しては、入学金について、<u>国立大学</u>の場合は<u>免除</u>し、<u>公立大学</u>の場合は<u>国立大学の入学金を上限とした措置</u>とする。<u>私立大学</u>の場合は<u>私立大学の入学金の平均額を上限とした措置</u>とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。「

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとすることとし、具体的には、日本学生支援機構²「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費³、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立学校生に限る。)⁴を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額を措置する。⁵

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯⁶については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、 支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

¹ 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料は、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応を図る。

² 独立行政法人日本学生支援機構

³ 教科書・参考図書等のために支出した経費。

⁴ 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金(同窓会費等の 費用を除く。)の平均額の2分の1の額を計上する。

⁵ 大学生の5割~7割程度の額を措置する。

⁶ 両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

(支援対象者の要件)

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA(平均成績)等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に 再開することができるようにする。

(支援措置の対象となる大学等の要件)

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、次のとおりとする。⁷

- ・<u>実務経験のある教員</u>(フルタイム勤務ではない者を含む。)<u>が卒業に必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること⁸(学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今後の実践的教育の取組を説明しなければならない。)</u>
- ・理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、<u>適正な成績管</u> 理を実施・公表していること
- ・法令に則り、財務情報と教育活動(定員充足、進学・就職の状況)に係る

⁷ 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、 かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討 する。

⁸ 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、<u>オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている場合や、企業等から提供された課題(企画提案等)に取り組む場合、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合など、実践的教育から構成される授業科目については、これに含むものとする。</u>

<u>情報を含む経営情報を開示</u>し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること

(中間所得層に対する支援)

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上 と併せて、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について検討 を継続する。

第4章 大学改革

大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない。

(各大学の役割・機能の明確化)

大学教育の質の向上を図るためには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

(大学教育の質の向上)

社会の現実のニーズに対応したカリキュラム編成が行えるよう、外部の意見を反映する仕組みづくりが必要である。このため、社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とすることができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やし、教授会などの運営にも参画する。また、教員を一つの学部に限り専任教員とする運用を緩和し、学内の人的資源を有効活用することによって社会の新たなニーズに柔軟に対応できる教育プログラムを実現する。授業内容や指導方法の改善を図る教員研修の充実のほか、シラバスの記載の充実、成績評価基準の明確化などについての教学面に係る指針を作成する。

(学生が身に付けた能力・付加価値の見える化)

大学卒業生の質の改善のため、大学に対して学生の学修時間、学修成果な

どの情報の公開を義務付け、学生が在学中に身に付けた能力・付加価値の見える化を図る。産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積極的に活用していくことを経済団体を通じて各企業に促すとともに、企業が大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信する。

(経営力の強化)

大学に学外理事を複数名置くことは、<u>高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件</u>にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法⁹を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準(ガバナンス・コード)を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

(大学の連携・統合等)

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。あわせて、撤退を含め早期の経営判断を促す経営指導の強化、破綻手続の明確化を進める。

地方においては、地域の高等教育の在り方を議論する「地域連携プラットフォーム(仮称)」を地方大学等の高等教育機関、産業界、地方自治体が構築できるようにする。

これらの施策を進めるとともに、国公私立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」の創設を検討する。

(高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進)

実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等 を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門 職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

^{9 「}国立大学法人法」 (平成 15 年法律第 112 号)